国民健康保険運営協議会会議録

会議名称	令和7年度　第3回洞爺湖町国民健康保険運営協議会	
開催日時	令和8年2月19日（木）　　18:00～	
開催場所	洞爺湖町役場　第2委員会室	
出席者	洞爺湖町国民健康保険運営協議会委員　　8名	
	事務局（担当部署）	総務部住民税務課
議題	（報告事項） （1）令和7年度洞爺湖町国民健康保険事業の実施状況について （2）令和8年度国民健康保険事業費納付金の算定結果について （3）令和8年度洞爺湖町国民健康保険特別会計予算について （審議事項） （1）令和8年度洞爺湖町国民健康保険事業計画（案）について （2）令和8年度国民健康保険税条例の一部改正（案）等について （その他）	

会　議　の　概　要

□開会

□会長あいさつ

□議　事

（報告事項）

（1）令和7年度洞爺湖町国民健康保険事業の実施状況について

（2）令和8年度国民健康保険事業費納付金の算定結果について

（3）令和8年度洞爺湖町国民健康保険特別会計予算について

（審議事項）

（1）令和8年度洞爺湖町国民健康保険事業計画（案）について

（2）令和8年度国民健康保険税条例の一部改正（案）等について

（その他）

（報告事項）

（1）令和7年度洞爺湖町国民健康保険事業の実施状況について

事務局から資料に基づき説明。

≪質疑応答≫

特になし

(2)令和8年度国民健康保険事業費納付金の算定結果について

(3)令和8年度洞爺湖町国民健康保険特別会計予算について

事務局から資料に基づき説明。

≪質疑応答≫

特になし

(審議事項)

(1)令和8年度洞爺湖町国民健康保険事業計画(案)について

事務局から資料に基づき説明。

≪質疑応答≫

特になし

(2)令和8年度国民健康保険税条例の一部改正(案)等について

事務局から資料に基づき説明。

≪質疑応答≫

会　長　　ただいま事務局の説明ございましたけれども、ご意見ご質問ございませんか。なければ私からひとつよろしいですか。こども子育て支援制度っていうのは、何を指してるのか、ちょっと具体的に教えていただければ。

事務局　　子ども子育て支援制度なんですけれども、こちらについては全世代で子ども子育て、少子化対策の事業として実施をしていくというところでございます。実際どういったものに今回、皆様からを集める子育て支援金が使われるかというところなんですけど、現在も児童手当が昨年から拡充になって3人目のお子様の金額が3万円に上がったりというところがまず1点目としてあります。それと令和8年度、来年度から新たにこども通園制度というのが始まって、3歳に満たない子供さんについて、保育所などに自由に利用、気軽に利用できるようなところの事業というのが始まります。そういったものに充てられたり、あとは育児休業中の費用、保護者の方に対して国民年金の保険料を減免したりといったようなことがあって、子ども、子育ての事業に支援納付金分を充てるというところになっております。基本、全ての国民から集めるということなんですけども、18歳未満の方はその分、免除になっているというところで、全ての方が負担をすることによって、子供の数が増えて、後々その子供たちが成長したときに高齢の世代の方たちも支えていくということに政府はしていきたいっていうところで、令和8年度から初めての制度になってございます。

会　長　　4　国民健康保険税の軽減判定所得の基準見直し、この5割軽減と2割軽減っていうのは何を指すのか。

事務局　　Ａさんの保険税を決めるときに、前年の所得というものがベースになっていきます。

要は前年の収入がベースになってきます。その収入が低い方につきましては、一定の額より低い方が 7 割、5 割、2 割割引ますっていう。わかりやすく言うと。

例えばの話ですが 10 万円っていう金額があったときに、7 割軽減しますので、7 割軽減であれば 7 万円軽減、2 割であれば 2 万円軽減をするということになっています。収入から所得控除額を差し引いて、所得額というものを出していくんですが、そちらの方が 8 年度の税制改正で、若干変わるというところもありますし、その物価上昇ということもあって、その所得控除の額が上がるということは、国保の方の見直しをしないと今まで例えば 7 年度まで 5 割軽減だった方が、所得の額が上がったことで、5 割軽減を受けられないという方が出てくる。同じく 7 年度は 2 割を受けていたんですが、それがそのままスライドしていくと 2 割軽減も受けられないということもあって、その分を埋めるためといいますか、漏れなくしたいということ。法定の改正でございますが、そこの部分を上げることで、引き続き 5 割であったり、2 割軽減を受けていた方がスライドできるような改正ということになります。

事務局　　ちょっと補足です。所得の低い世帯が軽減の対象になります。所得の低い世帯については、均等割と平等割っていうのが、それぞれ軽減されるというのがこの軽減判定っていうところになってくるんですけど、平等割っていうのは、各世帯必ず 1 世帯当たりいくらってかかるものです。均等割っていうのは 1 人当たりかかるものがあって、所得の低い世帯に関しては、先ほど説明があったように 7 割分が軽減されたり 5 割分が軽減されたり 2 割分が軽減されてという内容になっています。今回は軽減分の判定基準っていうのが 5 割と 2 割の部分の判定の基準を少し上げます。というところなんです。

賃金と物価上昇もあって、今まで 5 割とか、2 割の判定の範囲内だった人が、収入が増えたために超えてしまう、基準から外れてしまうということが起こり得るんですね。それを今、基準に入っている人たちがそこから漏れないようにといった意味で、今回この基準額が増加されているという内容になっています。

会　長　　皆さんいかがですか。何となくわかりますね。税制っていうのはそもそもの話、公平性を期すために、多分頭のいい人が細分化したと思うんですよね。これだからわかりづらい。あくまでも、私の解釈では、公平性を期すため、ということだと思います。

わからないことあれば何でもお聞きください。去年は実はこの 5 割軽減と 2 割軽減、私聞いたんですよね。それでも忘れている。理解してないんですよね。

事務局　　今回改定を予定している 4 点があって、1 点目の税率の改正については、前回の協議会のところで皆さんにご審議いただいた内容がそのまま改定になります。

2 点目の子ども子育て支援金というのは、新しい制度ができたので、その分を追加させていただき

たいっていうのが二つ目の内容です。

3 つ目と 4 つ目の限度額の改定と所得判定基準の見直しなんですけど、国の方で基準が決まっていて、国の基準が変更になる見込みになっておりまして、洞爺湖町の条例も合わせます。というのが 3 つ目と 4 つ目の変更点の内容になっております。3 月の議会と 3 月末の専決処分という、2 段階になってしまうんですけど、そういう内容で 4 月 1 日からの施行に合わせたいっていうような内容の説明っていうところでご理解いただければと思います。

会　長　　いかがでしょうか。なければ、審議事項②令和 8 年度国民健康保険税条例の一部改正(案)について承認するということでよろしいでしょうか。

委　員　＜異議なし＞

会　長　　ありがとうございます。審議事項については承認といたします。

審議事項は以上となります。その他について事務局より何かありますか。

(3)その他

事務局　　令和 8 年度の事業計画等、条例改正案についてご承認いただきありがとうございます。この後、3 月議会に条例改正案を提案させていただくことと、先ほど報告事項でありました、予算案についても、議会の方で審議されることになりますので、その旨をご報告させていただきたいと思います。

連絡事項については次の会議の予定についてご連絡させていただきたいと思います。令和 7 年度の運営協議会については本日が最後の予定でございます。新しい委員さんになって 2 回目の協議会開催となりましたが、来年度も引き続き、前回もご協議いただきました、税率改正はしていかなければならないというところがございますので、引き続きご審議いただきたいと思っております。

次回の会議なんですけれども、次回は 7 月か 8 月ぐらいに開催をしたいと思っております。日程についてはまた改めて調整させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

会　長　　他になければ終了とさせていただきますけれどもよろしいですか。

それでは、令和 7 年度第 3 回国民健康保険運営協議会を終わります。大変足元が悪いところでございますので、気をつけてお帰りください。本日は大変ご苦労様でした。

□閉会　　～18:55